

令和4年度第1回さいたま市社会教育委員会議 次第
(第11期第4回会議)

日時：令和4年7月19日（火）
10時00分から
会場：別館2階 第5委員会室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 挨拶

4 議 事

(1) 報告事項

- ・前回会議について

(2) 協議事項

- ・令和4年度 社会教育関係団体補助金について
- ・第11期さいたま市社会教育委員会議ワークショップについて

5 連絡事項

6 閉 会

令和4年度第1回(第11期第4回)さいたま市社会教育委員会議 出席者名簿

No.	氏名	選出母体等	備考
1	石田 玲子	さいたま市公民館運営審議会委員	
2	井上 久雄	青少年育成さいたま市民会議副会長	
3	加藤 美幸	十文字学園女子大学特別招聘講師	副議長
4	桑原 静	特定非営利活動法人さいたまNPOセンター専任委員	
5	小森谷 由紀江	埼玉県児童福祉審議会委員	
6	佐藤 理恵	公募委員	
7	関根 公一	公募委員	
8	高山 俊介	さいたま市中学校長会	
9	千明 勉	さいたま市立小学校校長会	新任
10	塚元 夢野	公募委員	
11	林 弘樹	映画監督	
12	溝口 景子	さいたま市PTA協議会会長	
13	村山 和弘	(公財)さいたま市スポーツ協会専務理事	
14	若原 幸範	聖学院大学准教授	議長
15	亘理 史子	浦和大学非常勤講師	

(50音順)

(事務局)

1	山浦 麻紀	教育委員会事務局生涯学習部長
2	辰市 健太郎	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課長
3	馬場 智哉	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課副参事
4	竹居 秀子	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課参与
5	田方 靖高	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課長補佐兼家庭地域連携係長
6	石田 悦子	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課企画振興係長
7	清宮 英恵	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課家庭地域連携係主査
8	伊藤 智美	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課企画振興係主任
9	清宮 雅貴	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課企画振興係主任
10	小暮 長樹	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課家庭地域連携係主事
11	中村 和哉	教育委員会生涯学習総合センター参事兼副館長
12	水澤 祐子	教育委員会中央図書館参事兼資料サービス課長
13	細渕 裕幸	スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長

令和3年度第4回（第11期第3回）さいたま市社会教育委員会議 会議録

○開催日時：令和4年3月18日（金）10時00分～11時30分

○開催場所：別館2階 第4委員会室

○出席者名：【委員】若原 幸範議長、加藤 美幸副議長、石田 玲子委員、
井上 久雄委員、桑原 静委員、佐藤 理恵委員、
関根 公一委員、塚元 夢野委員、林 弘樹委員、
溝口 景子委員、村山 和弘委員、亘理 史子委員

【事務局】（生涯学習部）千葉 裕

（生涯学習振興課）山本 高弘、竹居 秀子、石田 悦子
久松 丈記、清宮 雅貴、高野 未紗

（生涯学習総合センター）中村 和哉

（資料サービス課）尾崎 尚子

○欠席者名：内田 崇史委員、小森谷 由紀江委員、高山 俊介委員

○公開・非公開の別：公開

○傍聴人の数：なし

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 報告事項 前回会議について

令和3年度第3回会議の概要について、会議録に基づき説明した。

(2) 協議事項 第11期社会教育委員会議の進行について

ア 第3回会議意見まとめ

第11期社会教育委員会議提言を作成するうえでの検討テーマと検討方法について、資料を基に委員から寄せられた意見を提示した。

【質疑応答・意見】

<林委員>

社会教育委員には任期があり、行政職員にも人事異動があるが、地域づくりや人づくりには非常に時間と手間が掛かり、そのプロセスも大事になる。

そのためにどの程度本気で取組んでいくのか、具体的に実現していくのかについて事務局としての考えを前提として伺いたい。

<事務局>

前回会議でも、提言をどう生かしていくのかは委員のモチベーションに繋がる重要な問題だと御指摘があった。事務局としては生涯学習を最終的にまちづくりにまで繋げていくため、いただいた提言を基に積極的に行動していく心積りである。

<林委員>

具体的な提言の中身は実現の可能性に応じて変わるものとする。社会教育委員会には、行政に付随して検証したり提言したりという役割があるが、評論家的な立ち位置になるおそれがある。一方、行政の方でも、仕組み作りと環境整備だけをすれば全てが実現するわけでもない。

そのため、社会教育委員会としてどこまで踏み込んでいくのかという認識を共有しておきたい。例えば仕組み作りであれば、現場の誰が実際に責任を持って推進していくのか、提言レベルであるならば、どういうチーム体制でどういう人達に呼びかけていくのかを考えなければいけない。

<事務局>

具体的な提言としては「こういったことを進めていけば実現できるのではないか」といった御意見を頂戴しながら、中身をまとめていくことになると思う。

その中で事務局として、実現は確約できない場合もあるかと思うが、社会教育委員会という場では率直な思いを話していただいて、その中で何ができるのかを形にしていきたい。

<関根委員>

実際にことを進めるためには市の予算との関連もあり、今の時点で事務局として完全にコミットするのは難しいのではないかと。相対的な予算編成の中で、なるべく生涯学習を優位に持つていくための情報提供や案を考えるのがこの会議の趣旨であり、相対レベルのアイデアを出すことが大事と考える。

ただ、今の問題提起は御指摘の通りであり、それを意識した上で我々委員が全体を盛り上げるというコンセンサスがあれば良いと思う。

<議長>

もちろん提言を作ったらその先の見通しも考えておく必要がある。例えば提言ができた後の行動計画や、達成目標を考えることを視野に入れてもいい。またアイデアを出しても実現は難しいこともあるので、事務局も委員の意見を全部受け入れるだけでなく、忌憚なく一緒に議論していければいいと思う。その中で実のある提言を作成したい。

<村山委員>

まちづくりとなると必ず市長部局も関わってくる。例えば「欧米の共生社会を勉強しよう」という形での実践になると、市長部局の建設とか或いは共生社会に関わる部署の話になる。しかし、社会教育委員会からそういうアイデアが出て、まちづくりにちゃんと繋がる確約がないと、部局を超えてのまちづくりなのか、或いは市民の方がまちづくりに向かっていく姿勢を作るような啓発活動だけなのか、その範囲がよく理解できない。

まちづくりというテーマに最終的に持っていくのなら、委員の皆様も大いに意見があるだろうが、提言しても教育委員会の範囲じゃないからできないとなると、生涯学習が教育委員会だけの問題にとどまり、まちづくりとは意味合いが違ってきちゃう。

<生涯学習部長>

現在、さいたま市は岩槻、大宮駅周辺、浦和駅周辺、中央区のまちづくりを進めて

おり、市庁舎についても移転の話が取りざたされている。町全体として大きく変わり始めているところである。

たしかに教育委員会が主導でまちづくりをしていくわけではないが、市長部局の会議に私も委員として参加しており、公民館・図書館からも参加しているので、生涯学習の要素をまちづくりに反映できるように働きかけている。皆様からいただいた御意見がさいたま市の変革の礎になるようにしたい。

現に、別の会議の場で林委員からいただいた御意見が、中央区のまちづくりに反映されようとしている。この会議でも同様に御意見を出していただき、まちづくりに働きかけていきたいと考えている。

<副議長>

今、コロナ禍で社会におけるつながりづくりへの意識が高まっていて、さいたま市では再開発とまちづくりが進められているとのことで、良い時期にこの会議が開かれていると思う。

啓発活動だけで終わるのかという話があったが、検討テーマの「市民と職員の双方に生涯学習ビジョンを理解してもらうには」という部分が啓発につながると思う。もう一点の「個人の学習成果を『人づくり』『つながりづくり』『まちづくり』に繋げ、地域社会に生かしていくためには」という点については、条件と環境整備の働きかけだけではなく、やはり教育委員会としての独自性を持ち、社会教育委員会としての事業を提案していきたい。

事務局に対して本気であることを求める以上、社会教育委員会としても本気になり、市民にもわかりやすくという視点をもって取組んでいきたい。

<議長>

事務局としても委員としても、双方が本気で取組んでいく意識を持ち進めていって欲しい。

イ 協議内容

(ア) 市民の学習ニーズの把握について

別紙1を基に、生涯学習に関連するアンケートの結果から読み取れるニーズについて説明した。事務局からは「健康と職業教育への関心が高い点」、「生涯学習の成果の生かし方として、地域に役立てたいというニーズが多い点」、「地域で活動する人材への支援が必要という意見が多い点」の3点を要点とし、市民の方に「学習の成果を活用する」視点を持ってもらうことを課題として提示した。

(イ) 会議スケジュール等について

資料を基に、第11期社会教育委員会議の今後の開催スケジュールを確認し、第4回・第5回会議で行う予定のワークショップについて事務局から説明した

【質疑応答・意見】

<林委員>

全体的に生涯学習という言葉自体がぼんやりしている中での市民意識調査という印象を受けた。「生涯学習で身につけた知識や技能を生かすために、どのような活動に

参加してみたいですか」という質問について半数近くの人が「特にない・わからない」というのが非常に象徴的で、生涯学習が何に繋がるかについてほとんどの市民にイメージがない。とはいえ、その次に多い回答として「まちづくり・地域づくりを支援する活動」が出てくるところも面白い。

生涯学習はあらゆるところに繋がっている。教育委員会という範疇にとどまらず、地域づくりと人づくりが核になるのは全部局共通のことなので、その中で生涯学習が本当にリンクしているのかはなかなか見えづらい。

一方で学習ニーズに関しては、具体的に役に立つことを学びたい人もいれば、成長につなげたい人もいる印象がある。

ワークショップについては、ヒアリングを行う事業の案としてどのようなものが上がってくるのかを伺いたいのと、事業の現状の発表とそれに対する所感と改善案みたいな形になってしまうと、現状行っているものの範疇でしか提言が繋がっていかないのではないかという危惧がある。現状はこうだけどそもそもこうありたいというものを作っていく部分は欠落していく印象を受けた。

<議長>

学んだ成果の生かし方がわからないという市民が非常に多いという点はやはり問題となるので、学ぶことの意味や意義をどのように市民に理解してもらうかは、我々の問題意識として持っておく必要がある。

<事務局>

お示した生涯学習市民意識調査は平成30年度に無作為抽出で市民の方に御回答いただいた調査である。生涯学習活動をされていない方も含めての調査であり、これが一般的な市民のある程度統計的なデータと認識している。一方団体調査の方は実際に公民館活動等をされている団体への調査である。

意識調査は生涯学習推進計画の改定に合わせ、当時の社会教育委員会議で質問項目等への御意見をいただきながら実施した。また何年後に調査すべきなのかという点も含め、ニーズの把握の仕方についても今後社会教育委員会の皆様には御議論いただきたい。

また、ワークショップで取り上げる事業については、この後事務局の方から案を説明させていただく。

<議長>

アンケートから得られるものがある一方で、アンケートからは声として上がってこないものもある。そこは現場で市民と触れ合っている方々がよく御存知だと思うので、市民が求めることと同時に必要なことについても、今後のワークショップの中で把握しながら議論していきたい。

(ウ) ワークショップにおけるヒアリングについて

別紙2を基に、事務局よりワークショップにおいてヒアリングを行う事業の例を提示した。

【質疑応答・意見】

<桑原委員>

私はシニアユニバーシティの事務局をやっているので、是非これを推薦したい。

もともと趣味のサークルのような、高齢者のつながりづくりに生涯学習がエッセンスとして交じる事業だったのだが、私がこの社会教育委員会議に参加していることもあって、より学びの要素を深めようと、グループ学習で1年間学んだことをさらに深く研究して、皆の前で発表するということを3年前からやっている。今年度は生涯学習人材バンク等、卒業後の出口となる部分も紹介して、「人づくり」「つながりづくり」「まちづくり」に繋げて活動している。

担当課ともビジョンを共有しながら事業を進めたいのだが、担当職員が入れ替わってしまうとなかなか引き継がれないということもある。そのため一度第三者を交えてビジョンについて話す機会を作りたいと前から思っていたので、今回推薦させていただいた。

<議長>

教育部局を越えたまちづくりにつなげるという意味でも、シニアユニバーシティは教育委員会以外の部署がやっている事業であり意義があると思う。また先方の担当職員にも、このワークショップの場に来ていただくことによって、ビジョン等について理解を深めていただく機会もなると考える。

<林委員>

「人づくり」「つながりづくり」に繋がる部分として、またアンケートでも防災意識が非常に高いので、消防団活動も参考になるのではないか。

消防団活動は人づくりでもあり、つながりづくり、地域づくりにも繋がっている象徴的な事業でもある。また、昨今の自然災害や地震への啓発等にも良いかと思う。

もう一つ「まちづくり」に繋げる点で、まちづくりに関わっている部署の事例等も市長部局との連携のきっかけとして出せないかと感じた。

<村山委員>

「人づくり」「まちづくり」両方に繋がるものとして、スポーツ少年団を挙げたい。スポーツ少年団では指導者の人づくりもやっており、チャレンジスクールのボランティアをやっている方や、地域の中でスポーツを通じて子どもたちに世界平和等の指導している方もいらっしゃるの、事務局から要請があれば御紹介することができる。

<石田委員>

ワークショップでグループ分けをすることだが、グループごとにテーマを分けるか、それとも同じテーマについて話し合うのか。

<事務局>

事務局としては同じテーマで話し合うことを想定していた。各グループで別々のテーマについて話し合うとか、回によって重点とするテーマを変えろといった御意見などあれば、ワークショップの進行全体についても御提案いただきたい。

<副議長>

ワークショップは2回しかないの、各事業の改善案等は出せろと思うが、プラスアルファとして新しい提案・提言を作るには厳しい。

市役所の他部局に来てもらって話を聞くのも、逆に生涯学習ビジョンを理解しても

らえる機会としては良いと思うが、先進的な事例も他自治体にはあるので、それも紹介していただくと委員の視野や発想も広がると思う。

<事務局>

来年度の指定都市社会教育主管課長会議に、さいたま市から「未来の『まちづくり』に繋がるものとして、市民の方が学んだことを地域や社会に役立てるために貴市で実施している事業はありますか」という議題を提出している。会議の開催は7月なので、その結果を社会教育委員会にも御紹介したい。

<林委員>

三島市にみしま未来研究所というところがある。元は地域を担う人材を育成するところから繋がりが生まれて、まちづくりの拠点となっている。

まちづくりに関して本質を突く取組みを公民連携でやっており、非常に意欲もあってフットワークも軽いので、もしリクエストがあれば応じてもらえるのではないかと思う。

<桑原委員>

ワークショップを実施する前にアンケート等を行うことは可能か。事前に情報収集を行って、それを基に検討できればと思う。

まづワークショップの対象となる事業がどのような課題をもち、どのような現状なのかを把握することが大事だと思うので、もしチャンスがあれば事前ヒアリングの実施を検討いただきたい。

<事務局>

事前ヒアリングは非常に有効だと考える。次回の社会教育委員会会議開催までに文書会議のような形で、委員の皆様は何を質問したいか等の御意見を頂戴しながら、是非実施したい。

<議長>

可能であれば事前ヒアリングをオンラインで行い、事後に動画で共有するような方法をとっても良いかと思う。

<石田委員>

どの年齢層を対象にするかで内容も変わる。「人づくり」「つながりづくり」「まちづくり」とテーマの範囲が広いので、絞った方が分かりやすいと考えた。

年代毎に傾向もそれぞれであり、例えば現在若者の参加が少ないので、SNSを活用して生涯学習に向かわせる方法等、内容を絞ることもできると思う。

<関根委員>

年代で対象を絞るのは良いと思うが、さいたま市は20年前に65歳以上が13%だったのが、直近では23%を超えて間もなく25%になろうとしており構成が変わってきている。また、長寿社会にもなり、高齢者の生涯学習の必要性が上がってきているという抜本的な動向変化もある。

年代で絞るのであれば、このように年齢構成が変化していることを観点に置いて、吟味していただければと思う。

<井上委員>

ICTにしても、オンラインにしても、高齢者にはついていけない部分がある。先

ほどの御意見のとおり高齢者の割合も大変高くなっているので、もう少し高齢者向けもあった方がいいかなという思いがある。

<林委員>

実現に向かう提言を行うことについて、誰が担うのか、誰が関わって促していくのかを考えると、現役世代が非常に大事になってくる。

もう一つ課題として、生涯学習に関わる人たちには子どもと老人が多いというのが昔から言われており、そこを担ってもらうことプラス提言を実現していくため、今足りない部分の人たちはフォーカスに値する。

僕が知る限りでは実際に「人づくり」「つながりづくり」「まちづくり」に本気で携わっている人たちは、既存の生涯学習施設に対してほとんど期待していない。彼らの中には自ら生み出し行動している方も多く、そういう人たちと繋がることは非常に大事なことだと思う。

<佐藤委員>

高齢者や若者といった特定の世代を対象にすると、それ以外の漏れる人が出てきてしまう。勉強するのに年齢は関係ないので、若者だからこれ、高齢者だからこれという固定観念自体を取った方がいい。

そもそもこのプロジェクトは、すべての人が払った税金で賄っており、むしろすべての人を対象にするべきだと考える。

<議長>

生涯学習は本来すべての人を対象にしたものであり、広く扱われなければならないのはその通りな一方、焦点を絞って議論しなければならない場合もあることもまた事実なので、バランスが難しいところである。

ここまでを本日は事務局で持ち帰り、また内容を練っていただいてもよろしいか。

<事務局>

委員の皆様から御意見をいただき、具体的な提案のイメージもできてきたので、年度明け以降、次回7月会議までに文書会議等で御意見をいただきながら構築していきたい。

<議長>

今回市民憲章をいただいたが、その中で「みずから学び言葉をみがき、新たな挑戦を志し、自分を耕しつづけます」ということを明確に位置づけているところが素晴らしいと思った。

まさに我々がやっている社会教育や生涯学習と直接関わっていることだが、それがまちづくりに繋がる大事な柱になっているところが重要と思う。最初に確認した通り、このまちづくりにどう関わっていくのかを強く問題意識として持ち、今後のワークショップ等に取り組んでいきたい。

<事務局>

本日提言いただいた中でシニアユニバーシティ、スポーツ少年団、消防団活動、まちづくりに関わる部署等には、早めに事務局から接触をしたいと思うが、その前にもう一度年代を区切るか等の議論を踏まえた方がよろしいか。

<塚元委員>

先ほど対象を年代で区切ると、どうしてもはじかれる人たちが出てくるという話があったので、テーマで議論を絞るのが良いかと思う。

学習ニーズの把握のアンケートで、約半数の人が生涯学習の成果をどう生かせばいいか「特にない・わからない」と答えており、どのような目的で生涯学習を行うかという質問への回答の1位が趣味、2位が健康で3位が資格というところで、生涯学習の目的が自分自身となっている。そこで急に「どう社会で生かしたいですか」と問われても、市民は「自分のために学習をしているので、急にまちづくりに生かすとか言われても困る」となる印象を持ったので、自分が学んで良かったところを、「もうちょっと自分視点からまち視点になるには」というテーマで、ワークショップをやっていくのが良いのではないかと思った。

<議長>

「人づくり」「つながりづくり」「まちづくり」は一貫して我々のテーマとなるので、そこをテーマにするというところは良いと思う。

<井上委員>

先ほど林委員がおっしゃった、みしま未来研究所をお呼びすることは、予算的に可能なのか。

<事務局>

旅費等の支出は難しいが、オンライン参加であれば可能性はある。ただし来年度の旅費・謝金等の予算措置はしていない。

<議長>

それでは次回以降はまちづくりをテーマに据え、検討していくこととしたい。

(3) 連絡事項

「令和4年度第53回関東甲信越静社会教育研究大会山梨大会」に、桑原委員が分科会発表者として出席することについて報告した。

また、令和3年7月に制定した「さいたま市民憲章」と、「さいたま市総合振興計画基本計画」の概要版冊子を委員に紹介した。

4 閉会

以上

令和 4 年度 社会教育関係団体補助金について

さいたま市 P T A 協議会補助金

(1) 主な事業・・・広報紙発行、定期総会、役員研修会、関東ブロック P T A 協議会会議出席、日本 P T A 全国協議会総会出席など。

(2) 令和 3 年度補助金額 1,650,000 円

(3) 令和 4 年度補助金申請額 1,650,000 円

<参考> 【社会教育法抜粋】

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、(中略)教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない。

様式第1号(第5条関係)

さいたま市社会教育関係団体補助金交付申請書

令和4年6月30日

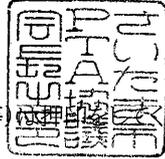
(あて先)さいたま市長
清水 勇人様

(申請者)住所 〒330-8501
さいたま市大宮区吉敷町1-124-1
大宮区役所4階

団体名 さいたま市PTA協議会

代表者役職名 会長

代表者氏名 溝口 景子

注 署名によらない場合(印刷、社判等)  ください

年度さいたま市社会教育関係団体補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 内容 さいたま市PTA協議会 事業費補助
- 2 補助金の交付申請額 金 1,650,000 円
- 3 関係書類
 - (1)事業計画書
 - (2)収入支出予算書
 - (3)規約等
 - (4)名簿
 - (5)その他市長が必要と認める書類



令和4年度 さいたま市PTA協議会 事業計画

月	事業並びに会議	会場 (予定含む)
4	広報紙コンクール (9 (土) 10:00~令和3年度分) 第10回常任理事会 (13 (水) 19:00~) 役員研修会 (15 (木) 9:30~) 第10回理事会 (27 (水) 19:00~)	市民会館おおみや 集会室1 大宮図書館 研修室AB 市民会館おおみや 大ホール 大宮図書館 研修室AB
5	広報紙づくり講習会 (7 (土) 9:30~) 楽しい子育てキャンペーン三行詩募集 (5~7月実施) 新旧常任理事会 (11 (水) 19:00~) 新旧理事会 (25 (水) 19:00~)	大宮図書館 研修室AB 大宮図書館 研修室AB 市民会館おおみや 集会室1
6	常任理事予定者会議 (第1回常任理事会) (8 (水) 19:00~) 定期総会 (18 (土) 13:00~) 第1回理事会 (22 (水) 19:00~) 関東ブロック 会長・事務局長会議 (20 (月)) (公社)日本PTA全国協議会定時総会 (21 (火) 13:30~)	大宮図書館 研修室AB 市民会館おおみや 小ホール 大宮図書館 研修室AB 千葉市内 ホテル東京ガーデンパレス
7	役員セミナー (7 (木) 9:30~) 第2回常任理事会 (13 (水) 19:00~) 広報紙発行 (No.43) 第2回理事会 (28 (木) 19:00~)	浦和コミュニティセンター 多目的ホール 大宮図書館 研修室AB 大宮図書館 研修室AB
8	日本PTA全国研究大会山形大会 (26・27 (金・土))	山形県内
9	第3回常任理事会 (14 (水) 19:00~) 指定都市PTA情報交換会さいたま市大会 (15・16 (木・金)) 第3回理事会 (28 (水) 19:00~)	大宮図書館 研修室AB ホテルブリランテ 他 大宮図書館 研修室AB
10	第4回常任理事会 (12 (水) 19:00~) 関東ブロックPTA研究大会山梨大会 (15・16 (土・日)) 第4回理事会 (26 (水) 19:00~) 教育委員会交流会	大宮図書館 研修室AB 山梨県内 大宮図書館 研修室AB
11	第5回常任理事会 (9 (水) 19:00~) 第5回理事会 (24 (木) 19:00~)	大宮図書館 研修室AB 大宮図書館 研修室AB
12	役員研修人権講演会 第6回常任理事会 (14 (水) 19:00~) 第6回理事会 (21 (水) 19:00~)	オンライン 大宮図書館 研修室AB 大宮図書館 研修室AB
1	第7回常任理事会 (11 (水) 19:00~) PTA活動総合保障制度説明会 () 第7回理事会 (25 (水) 19:00~)	大宮図書館 研修室AB 大宮図書館 研修室AB
2	教育委員会懇話会 () 第8回常任理事会 (8 (水) 19:00~) 第8回理事会 (22 (水) 19:00~)	大宮図書館 研修室AB 大宮図書館 研修室AB 大宮図書館 研修室AB
3	広報紙発行 (No.44) 第9回常任理事会 (8 (水) 19:00~) 第9回理事会 (22 (水) 19:00~)	大宮図書館 研修室AB 大宮図書館 研修室AB
4	広報紙コンクール (8 (土) 10:00~令和4年度分)	市民会館おおみや 集会室1

その他 日本PTA全国協議会各種会議・関東ブロック会議に出席
 正副会長会議を必要に応じて開催
 正副委員長会議を必要に応じて開催
 各委員会を必要に応じて開催

PTA活動におけるICT環境の整備を推進する
 「子どもの顔が見える事業」助成

令和4年度 さいたま市PTA協議会 補助事業 予算書

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1. 収入の部

(単位：円)

項目	令和3年度予算額	令和4年度予算額	比較増減	摘要
負担金	2,330,000	3,450,000	1,120,000	PTA会員負担金より
市補助金	1,650,000	1,650,000	0	さいたま市より
繰入金	3,600,000	0		
合計	7,580,000	5,100,000	-2,480,000	

2. 支出の部

(単位：円)

項目	令和3年度予算額	令和4年度予算額	比較増減	摘要
会議費	350,000	296,000	-54,000	会場費、総会費他
事業費	7,230,000	4,804,000	-2,426,000	
広報紙	2,100,000	2,300,000	200,000	年2回（配送料含む）
ホームページ管理費	300,000	150,000	-150,000	ウィルス駆除費他
役員研修会	600,000	176,000	-424,000	セミナー、研修会、講習会他
特別事業補助費	200,000	250,000	50,000	区連活動補助他
特別事業費	300,000	582,000	282,000	指定都市情報交換会負担金他
20周年記念事業費	1,500,000	0	-1,500,000	
研究大会参加費	2,100,000	1,050,000	-1,050,000	日P・関プロ参加費
委員会活動費	130,000	296,000	166,000	事業・広報情報各委員会費
合計	7,580,000	5,100,000	-2,480,000	

さいたま市社会教育関係団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市の社会教育の振興を図るとともに、社会教育に関する事業(以下「事業」という。)を円滑に推進することを目的として、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第10条に規定する社会教育関係団体に対し、さいたま市社会教育関係団体補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則(平成13年さいたま市規則第59号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の例による。

2 この要綱において「社会教育関係団体」とは、次に掲げる者とする。

(1) さいたま市PTA協議会

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、社会教育関係団体が実施する公益的な事業、会議の開催及び参加に必要な経費とする。

2 次の経費は、補助金の交付対象とはしない。

- (1) 宗教的又は政治的な目的を有する事業に係る経費
- (2) 営利を主たる目的とする事業に係る経費
- (3) 本市の実施する他の補助金を受けて実施する事業に係る経費
- (4) 社会教育関係団体の事務局の運営に係る事務的経費
- (5) 社会教育関係団体の構成員のための趣味的・娯楽的な事業に係る経費
- (6) 社会教育関係団体の構成員の親睦を図ることを目的とした事業に係る経費
- (7) 飲食に係る経費
- (8) その他、市長が不相当と認めた経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する経費の2分の1の額を限度とし、当該年度予算の範囲内で、市長が決定するものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする社会教育関係団体は、さいたま市社会教育関係団体補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添え、当該年度の4月1日から6月30日までの間に、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収入支出予算書
- (3) 規約等
- (4) 名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により申請内容が適正であるかどうか等を調査し、法第13条第1項の規定に基づき、社会教育委員の会議の意見を聴いた上で、当該申請に係る補助金を交付すべきと認めたときは、補

助金の交付の申請を行った社会教育関係団体に、さいたま市社会教育関係団体補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「交付決定通知書」という。)を交付し、不交付と認めるときは、さいたま市社会教育関係団体補助金不交付決定通知書(様式第3号)を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の決定をした場合において、必要があるときは条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第7条 補助金の交付を申請した社会教育関係団体は、前条第1項の規定による交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に当該申請を取り下げることができる。

(変更の申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けた社会教育関係団体(以下「補助事業者」という。)は、当該補助金の申請事項に変更が生じた場合は、速やかに、さいたま市社会教育関係団体補助金変更交付申請書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 事業変更計画書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(変更の決定)

第9条 市長は、前条の規定による変更申請があったときは、変更に係る書類の審査等により、変更を適正と認めるときは、補助事業者にさいたま市社会教育関係団体補助金変更交付決定通知書(様式第5号)を交付するものとする。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、市長から報告の要求があったときは、次に掲げる事項について報告しなければならない。

- (1) 運営状況の報告
- (2) 予算執行状況の報告
- (3) その他市長が指示する事項についての状況報告

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る当該年度終了後14日以内に、さいたま市社会教育関係団体補助金事業実績報告書(様式第6号。以下「報告書」という。)に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収入支出決算書
- (3) 支出証拠書類等
- (4) 監査報告書
- (5) その他資料又は写し

(交付額確定通知)

第12条 市長は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めるときは、さいたま市社会教育関

係団体補助金交付額確定通知書(様式第7号)により、補助事業者へ通知するものとする。

(交付時期)

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、さいたま市社会教育関係団体補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前条の規定による補助金額の確定前に、補助金の概算交付を受けようとするときは、さいたま市社会教育関係団体補助金概算交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する請求書の提出のあったときは、当該請求書の内容が補助金の目的等から適正かどうか判断し、補助金を概算交付すべきものと認めたときは、補助事業者へさいたま市社会教育関係団体補助金概算交付額通知書(様式第10号)を交付するものとする。

(書類の整備及び調査等)

第14条 補助事業者は、補助金に係る収入支出を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、5年間保存しておくなければならない。

2 市長は、補助金に係る執行の適正を期するため、必要があるときは職員に関係帳簿書類を調査させることができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第15条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消し、返還を命ぜることができる。

(1) 偽りその他不正手段により交付を受けたとき。

(2) 交付決定の内容又は条件に違反したとき。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行し、平成13年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後の申請に係るものから適用する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に提出された申請書による社会教育関係団体補助金の申請について適用し、同日前に提出された申請書による申請書による社会教育関係団体補助金については、なお従前の例による。

ワークショップの手順

1. ワークショップとは

いろいろな考えの人が集まり、ともに作業することで、お互いの意見を理解し合い、協力して新しい発見、共通の方向性を見出す手法です。

意見を戦わせる議論や、疑問点・不明点を明らかにする質疑応答を目的とする場ではありません。

2. 検討テーマ

- (1) 個人の学習成果「人づくり（個人の成長）」が、「つながりづくり（輪の成長）」「まちづくり（まちの成長）」につながり、地域社会の発展に生かされるための方策
- (2) 市民と生涯学習提供者双方に生涯学習ビジョンを理解してもらうための方策

3. ヒアリング対象事業

- スポーツ推進委員支援等事業（スポーツ振興課）

4. グループ分け（出欠次第で入れ替え）

グループ	構成
ファシリテーター	若原議長、加藤副議長
グループA	井上委員（社）、村山委員（社）、林委員（学）、佐藤委員（公）、高山委員（校）、事務局職員
グループB	溝口委員（社）、桑原委員（社）、亘理委員（学）、関根委員（公）、生涯学習総合センター職員、事務局職員
グループC	石田委員（社）、小森谷委員（家）、塚元委員（公）、千明委員（校）、中央図書館職員、事務局職員

5. 本日の流れ（約70分）

- (1) 事業説明・事前質問への回答（約15分）
- (2) グループワーク（約35分）
- (3) グループ発表（約10分）
- (4) 総括（約10分）

6. 実施内容

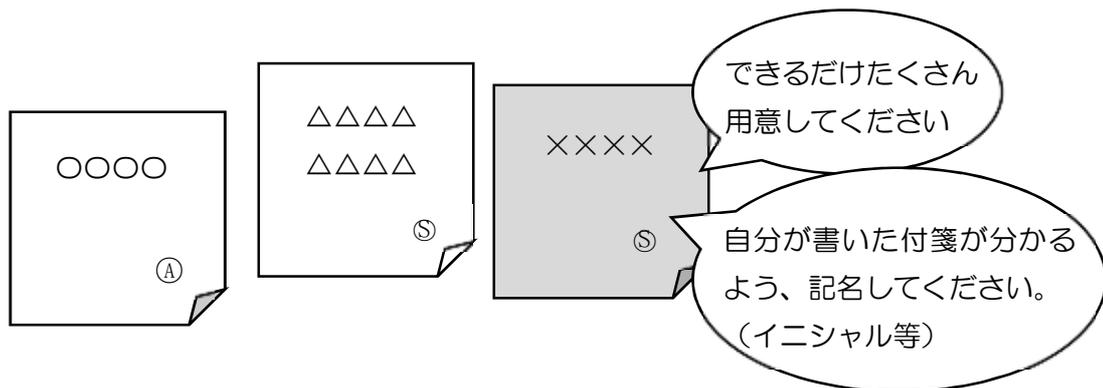
- (1) 事業説明・事前質問への回答（約15分）

今回のヒアリング対象である「スポーツ推進委員支援等事業」について、所管課より概要の説明と、委員から事前に募った質問事項への回答を行います。

- (2) グループワーク（約35分）

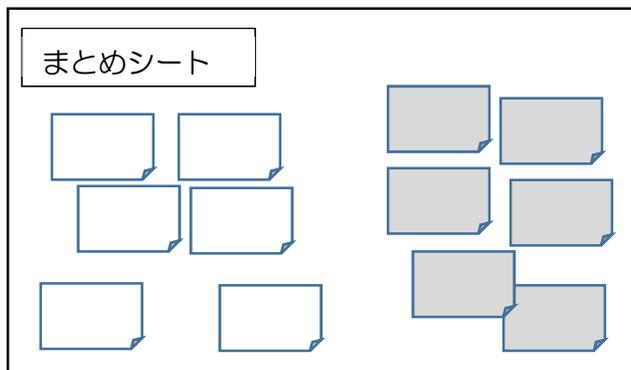
- ① 意見交換のための準備（約7分）

- まずは各自で、ヒアリング対象事業の説明や皆様の日頃の活動をとおして、さいたま市の生涯学習として新たに考えられる取り組みや、現在行われている生涯学習の取組に参考にできることなどを一言ずつ付箋に書いていきます。
- 意見は1枚の付箋に1つずつ、なるべく簡潔に書き出してください。
- 新たに考えられる取り組みについては黄色のフセン、現在行われている取組に参考にできることについてはピンクのフセンに記入してください。
- 今回のヒアリング対象事業自体の改善案等をお書きいただくものではありません。



② 意見交換 (約 20 分)

- 各グループに分かれ、一人ずつ付箋に書いた意見をまとめシートに貼り付け、グループ内で発表してください。(一人あたり2分程度)
- 近いイメージの付箋は近い位置に貼り付けるようにしてください。
- 発表が一巡したら、グループ内で意見交換を行ってください。



③ グループ内まとめ (約 5 分)

- 各グループで発表担当を決め、グループ発表の内容を5分以内でまとめてください。

(3) グループ発表 (各 3 分程度/計 10 分)

まとめシートの内容を基に、グループごとに発表担当から発表していただきます。

(4) 総括 (約 10 分)

各グループの発表について、議長と副議長が総括を行います。

スポーツ推進委員支援等事業

(1) 事業概要

スポーツ推進委員は、スポーツの推進を図るため、市から委嘱を受けて活動する非常勤公務員です。スポーツ推進委員は、各種スポーツ教室の企画・運営を行うとともに、市民と行政との連絡調整役としての役割も担っています。スポーツ推進委員で構成されるスポーツ推進委員連絡協議会は市内各10区に支部を組織し、行政及び地域と連携しながら活動しています。

[現状（令和4年3月末現在）]

支部数 : 10支部（各10区）

委嘱委員数 : 242名



市民向けスポーツ大会の様子

(2) 活動内容

[スポーツ推進委員の活動内容]

- 各種スポーツ教室や大会を開催し、スポーツの実技指導等を行っています。
- 市主催イベントや地域の行事等において、スポーツの指導や運営の協力等を行っています。
- スポーツについての理解を深めるため、各種研修会等に参加しています。

(3) 事業に関連する市の施策

- スポーツ推進委員の資質向上のため、各種研修会を開催しています。
- スポーツ推進委員連絡協議会に補助金を交付し、スポーツ推進委員の活動を支援しています。
- 市が主催するスポーツイベント等において、スポーツ推進委員の活用を図っています。
- スポーツ推進委員の認知度向上のため、市ホームページや市報などへの記事掲載を行っています。

事前調査票

事業名 スポーツ推進委員支援等事業

【ご回答者】

所 属: スポーツ振興課

担当者名: 細渕、嘉崎

連絡先(内線): 2232、2233

1 「つながりづくり」について

当該事業において、人と人とのつながりづくり、団体内でのネットワークづくりなど「つながりづくり」に役立っている活動があれば、お答えください。

[内 容]

- ・市主催の各種研修会を開催し、例年多くのスポーツ推進委員が参加しています。
- ・スポーツ推進委員連絡協議会では、市内10区に支部を組織して活動しており、支部内での連携、他区支部との連携、協議会全体での連携などにより事業を実施しています。
- ・市が主催するスポーツイベント等への協力など、スポーツ推進委員としての活動の場を提供しています。また、こうしたスポーツイベント等が行政や他のスポーツ団体等との交流の場にもなっています。
- ・市立学校やPTA等が開催するスポーツ教室等に対して、各区支部が協力することにより、地域のスポーツ活動等を支援しています。

2 「まちづくり」について

当該事業において、地域への貢献や団体の活躍のフィールドを広げることなど「まちづくり」に役立っている活動があれば、お答えください。

[内 容]

- ・各種スポーツ教室や大会等を開催し、市民が気軽にスポーツを楽しめる場の提供を行っています。
- ・地域の行事等において、スポーツの指導や協力等を行っています。
- ・市が主催するスポーツイベント等で、大会運営等の役割を担い、市のスポーツ振興に貢献しています。

3 課題点について

当該事業において「つながりづくり」及び「まちづくり」への課題点等があれば、お答えください。

[内 容]

- ・コロナ禍においては、スポーツ活動が一定程度制限され、スポーツの果たす役割の重要性が再認識されています
- ・スポーツ推進委員活動の担い手の確保に努める必要があります。
- ・スポーツ推進委員の役割やスポーツ推進委員連絡協議会の活動等をより多くの市民に知ってもらう必要があります。

委員事前質問票

事業名 スポーツ推進委員支援等事業

1 事業概要シートについて

(1) 事業内容

- ①市民と行政の連絡調整役として、具体的にはどのような役割を担っていますか。
- ②行政及び地域と連携しながら活動するという点で、地域からの声・要望はどのような形で集めているのでしょうか。
- ③市内拠点数やスポーツ推進委員の具体的数値について明示されていますが、他自治体との比較でどのようなレベルにあるか教えてください。また地域独自性と絡め活動例があれば、ご提供ください。

(3) 事業に関連する市の施策

- ④認知度向上について、どのような貢献をしているのか実情を伺いたいです。
- ⑤募集等の周知活動に係る基本方針及び具体例をご案内ください。

2 事前調査票について

(1) 「つながりづくり」について

- ⑥他団体とのつながりやネットワークを生かした活動の具体例があれば教えてください。

(2) 「まちづくり」について

- ⑦市民のスポーツへの関心を高め、市民が自主的にサークルなどを立ち上げ、地域で活動の場を広げることも重要と思われませんが、市民の自主的活動への協力、支援についても委員が継続的に関わっているのでしょうか。
- ⑧スポーツ推進委員のまちづくりへの貢献としては、どのようなことがありますか。

(3) 課題点について

- ⑨スポーツの果たす役割の重要性について教えてください。
- ⑩スポーツ推進委員の選任について、「報酬」「本業との兼ね合い」などが障害となると推測しますが、工夫や対策をご案内ください。
- ⑪スポーツ分野での「つながりづくり」「まちづくり」への取り組みの効果を検証するために、どのような方法が考えられますか。